

貨物自動車運送事業法改正関係

～事業計画の変更に関する事項～

令和元年11月1日施行

貨物自動車運送事業法及び関係法令の改正により、令和元年11月1日以降、事業計画の変更の場合は下記のとおりとなります。

【事業計画の変更の際の審査の拡充】

- ① 営業所に配置する車両数の変更については、現在、一律に事前届出の対象となっているところ、法に定める認可基準に適合しないおそれがある場合（法令遵守状況が十分でない場合等）については、認可の対象となる。
 - ・ 許可基準となる5両を割る車両数の変更等（災害等の場合を除く）
 - ・ 増車を行う場合、下記①～③に該当する場合等は、下記の「審査基準」に準じた審査が行われる
 - ① 事業取り消し後5年以内
 - ② 累積違反点数12点以上
 - ③ 申請日1年前以内に適正化事業実施機関による巡回指導において総合評価「E」を受けている場合
 - ・ 増車を行う場合、申請日前3カ月以内において（申請日から起算して3カ月前時点）増加した車両数が30%以上となる時（10両以下を除く）は下記の「審査基準」による審査を全て満たしている必要がある。
- ② 事業規模の拡大となる認可申請（営業所の新設等）について、法令遵守の状況に関する審査事項が拡充される。
→下記の基準による審査を全て満たしている必要がある。

【審査基準】

- ・ 申請日前6ヶ月間又は申請日以降に、輸送施設の使用停止以上の処分等を受けていないこと
- ・ 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、適正化事業実施機関による巡回指導において総合評価「E」を受けた者でないこと
- ・ 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、重大事故を発生させていないこと
- ・ 申請に係る営業所を管轄する運輸支局管内全営業所に配置している車両が有効な自動車検査証を受けていること
- ・ 事業報告書、事業実績報告書、運賃料金の届出、その他報告について届出・報告義務違反が無いこと
- ・ 特別な事情がある場合を除き、運賃・料金を区分して収受する旨が記載されている運送約款を使用していること